

第 11 回 ひとにやさしいまちづくりカフェ 聞き書き記録

記録：星野広美・鬼頭弘子
ひとにやさしいまちづくりカフェの 11 回
めです。

参加者は、お話をお願いした成和達矢さん
を含めて、13 名。

愛知県が人にやさしい街づくりという言葉
を使い始めて、20 年が過ぎました。

愛知県の立場で振り返り、特に、最近の状
況について、お話ししていただきました。

これからも、毎年、愛知県の人にやさしい
街づくりの状況について報告していただく予
定です。

お話は、まず、話し手交替のことから。成
和さんは、愛知県建設部建築担当局住宅計画課
のまちづくり事業グループ所属ですが、この
春の人事異動で担当者が異動になり、成和さ
んが話すことになった。このグループに来て、
1 年。分からないこと、経験不足もある、と
前置きがありました。



愛知の「人にやさしい街づくり」 2012 annual report

成和達矢

愛知県建設部建築担当局住宅計画課
街づくり事業グループ



人にやさしい街づくり

愛知県では、「福祉のまちづくり」ではなく、
「人にやさしい街づくり」と言っている。全
国のほかの地域でも同様のものがあるが、「福
祉のまちづくり」という方が多い。

人にやさしい街づくりとは、ノーマライゼ
ーションの考え方を基礎にしている。ノーマ
ライゼーションは、デンマークの知的障害児
の親たちの運動から出てきた、障害者を排除
する社会は弱い社会、という考え方である。
社会的弱者のためのまちづくりではない、す
べての人のためのまちづくり。排除すること
は、喜びも、悲しみもすべてを奪うことにな
る。人権保障するためには、施設整備は欠か
せない。すべての人たちを対象にする。身体
機能が低下した高齢者、内部障害者、傷病者、
妊婦等、すべての人が対象。そうした人たち
を取り巻く環境すべてが「街」であり、建物
のみでなく、道具から都市全体までを対象に
する。

人にやさしい街づくり条例の制定

「あいち 8 ヶ年福祉戦略」の 7 つの基本戦
略のうちの一つに、「人にやさしい街づくり整

備指針」の策定を挙げて、1994年3月に、整備指針を策定している。

その後、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を、1994年10月に公布、翌年4月に施行。

ルールをどう位置付けるかということには、いくつかの方法がある。

指針は、とるべき態度や方針を定める。

要綱は、基本とする大事なことがらをまとめたもの。

しかし、指針や要綱は、強制力がなく、弱い。気付いたときに、無くなっていることもある。

強制的にまもらせるのかどうか。

人にやさしい街づくり条例は、地方自治法に基づく条例。

他には、建築基準法に基づく条例や、ハートビル法に基づく条例があるが、愛知県は、総合的に判断し、地方自治法に基づく条例を選択した。

以下、人にやさしい街づくり条例=条例、という。

人にやさしい街づくり条例の特徴

ひとつめは、考え方の面で、「福祉」サイドから「まちづくり」サイドへ。「まちづくり」の手法・運動・しくみに、「人にやさしい」という視点を取り入れた。窓口を、建築基準法の確認申請と同じにし、漏れのない届出制度ができるようにした。その後、建築確認が民間機関によるものへと中心が移行して、今は、当時とは環境が異なっている。

ふたつめは、「福祉の」ではなく、「人にやさしい」まちづくり。福祉は限定的、給付的、弱者対策のイメージが付きまとうことから、福祉ではなく「人」とすることで、すべての人、あらゆる分野、あらゆる施設が、基本になる。そして、みんなが暮らしやすい街へ。

条例の内容の特徴は、建築物のほか、道路、公園、駅舎等も対象にしている。小規模な施

設まで対象にしている。罰則はなく、新設等は義務、既設は努力義務。届出制による指導助言で誘導しようとしている。措置基準に適合すれば適合証を交付する。

誘導型の条例の位置づけで、北風より太陽を、ということである。

これまでの条例改正

取り巻く状況が変化してきている。

条例ができた当時から見ると、出生率は、1.5人から1.26人(平成17年)、高齢化率は、14%から23%になり、少子高齢化が急速に進んだ。

2001年3月「21世紀あいち福祉ビジョン」では、県民一人一人がボランティアとして、また、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会や行政が協力して福祉を推進していこうという指針が策定された。

2000年5月交通バリアフリー法が制定されて、旅客施設や車両の交通事業者によるバリアフリー化を進めて高齢者、障害者の移動円滑化を目指す。市町村バリアフリー基本構想を制定し、鉄道駅とその周辺道路や施設、駅前広場などを一体的にバリアフリー化する。移動の利便性や安全性が求められた。

本格的な高齢化社会を迎えて、高齢者障害者の自立を促すため、不特定多数が使う建築物が円滑に利用できること、良質なストック形成を進めるため、2002年7月ハートビル法も改正された。

そうした環境の中で人々のニーズに応えるため、2004年に、条例を改正。対象施設規模を100㎡以下の小規模施設にも拡大した。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、基準も改正した。

さらに、改正ハートビル法との整合性を取り、2006年の交通バリアフリー法とハートビル法を統合した新しいバリアフリー法が制定された。これを受けて、2007年7月条例の施行規則を改正した。エレベーターの大きさ

やホテル客室などの規定を改正している。

エレベーターの大きさは、1.83 m²以上から、内法 1.4 m以上、車いす使用者用客室の設置義務は、200 室以上から、50 室以上又は 2000 m²以上へ。

条例の目的・各主体の役割・順守義務

条例第 1 条は、目的。

「この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが街づくりにおいて極めて重要であることに鑑み、高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりについて…」と、すべての県民、あらゆる分野、あらゆる施設、と言っている。

基本方針では、すべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備の促進、すべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備の促進を、挙げている。

また、第 2 条は、県の責務、市町村に対する協力、事業者の責務、県民の役割を規定している。

続いて、第 11 条は、整備基準の遵守義務等を規定。整備基準の遵守義務、望ましい基準、意見の聴取、整備計画の届出等、指導助言等、既存施設の努力義務、適合証の交付、維持保全と続く。

条例の整備基準

対象となる用途は、学校、病院、劇場、映画館、店舗、ホテル、旅館といった建築基準法第 2 条第 2 項の特殊建築物。大規模な共同住宅、大規模な工場や事務所、国・県・市町村等の事務所や銀行、公衆便所、地下街、道路、公園、緑地、旅客施設、駐車場など。

そして、100 m²以下の小規模な特殊建築物と、100 m²を超える特殊建築物とでは、適用する基準を変えている。

100 m²を超える店舗、例えば、コンビニエ

ンスストアくらいの店舗だと、敷地内通路には段を設けず、スロープにする。出入口は幅を、玄関は 90 cm 以上、そのほか出入口は 80 cm 以上にする。廊下等は幅を 1.4m 以上にする。便所はこうする、駐車場はこうする…と。図面に記載するときは、このようにすると、決められている。

1000 m²を超える大きな施設だと、車いす使用者が利用できる便所、エレベーターの設置といったことも基準になっている。

2000 m²を超えると、オストメイト設備の設置が基準になっている。



整備基準概要②

条例の整備基準とバリアフリー法の基準

条例の基準は、バリアフリー法の移動等円滑化基準と、移動等円滑化誘導基準の間。一部、傾斜路の前後の平場などの規定は、条例が上回っている。



人街条例とバリアフリー法

条例による望ましい整備指針

条例の整備基準は、最低限の基準であり、遵守義務がある。整備基準の水準よりも、より一層円滑に施設を利用できるようにするための「望ましい整備基準」を、2008年1月に策定している。

遵守+選択になっている。

考え方として、2つの基本事項、5つの視点、2つの配慮、を掲げている。

整備にあたっての基本事項は、高齢による機能低下、障害等への十分な理解、配慮内容についての適切な段階での検討、の2つ。

整備にあたっての視点は、共用できる空間づくり、複数の手段が用意された空間づくり、分かりやすい空間づくり、使いやすい空間づくり、安全な空間づくりの5つ。

施設運営にむけての配慮は、ソフト対応についての運営者との調整、運営者への配慮事項の伝達、の2つ。

意見の聴取・反映

条例の整備基準、望ましい整備指針の措置を取り入れる際に、その施設の利用者にとって効果的な措置とするために、意見聴取を行う。

そうすることが、施設の利用促進に繋がる。

意見聴取の関係者としては、事業者等、施設利用者等になる。そこに、コーディネーターが加わる。コーディネーターとは、当事者と利用者の上に立ち、中立の立場で、障害当事者、NPO法人、設計者、まちづくりコンサルタントといった人たちがあたることを考えている。

Annual report—これまでの取り組み

条例を推進するための取り組みは3つあり、

①建築物の整備の促進については、1995年の条例施行で、整備計画の届出、指導・助言が始まっている。2007年に、望ましい整備

指針を策定している。2008年に、人にやさしい街づくりに活かす高齢者、障害者等の意見反映手引書(案)を作成している。

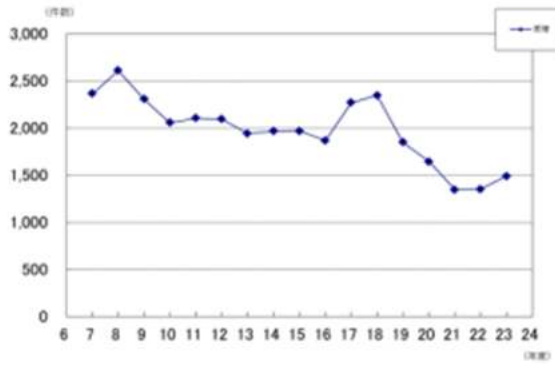
②人材育成・広報普及については、1995年から、人にやさしいまちづくり賞が現在まで続いている。同時に始めた人にやさしい街づくり連続講座は、2010年が最後になっている。人にやさしい街づくり地域セミナーが1996年から、出前講座が2007年から続いている。単年度の取り組みとして、2006年に、人にやさしい街づくり教育支援事業を行っている。

③市町村に対する支援については、1995年から始まった人にやさしい街づくり推進事業は、2010年に終えている。これらは、補助事業で、市町村計画策定を33市町村で、モデル地区整備を28市町で、鉄道駅舎エレベーター等整備では47駅、113基のエレベーターに、補助を行った。自立生活を支えるための手すり設置や段差解消を行った、人にやさしい住宅リフォームは、1996年から1999年までで、2,558件に、1件当たり6万8千円から2万2千円までの補助をしている。

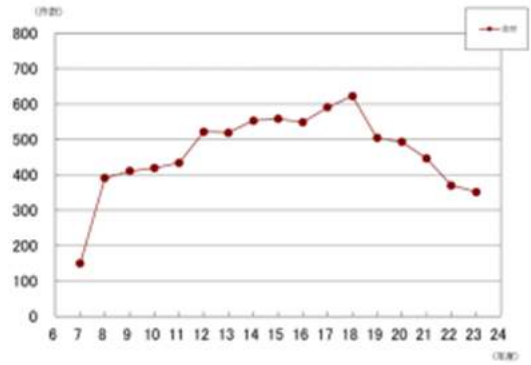
Annual report—現状

整備計画の届出、整備基準の遵守、適合証の交付は、着実に進めてきたが、条例制定当時から変化している。

条例第12条に基づく整備計画の届出は工事着手30日前までに整備基準に適合させるための計画を届け出る。当初の1995年、1996年当時は、2,500件程度あった。2001年に、2,000件を割った。2005年は、条例改正で100㎡以下も対象となったことで届け出の対象範囲が広がり、件数が増えて、2,000件台に戻ったが、その後は、減少していて、2009年には1,500件を割っている。



整備計画の届出



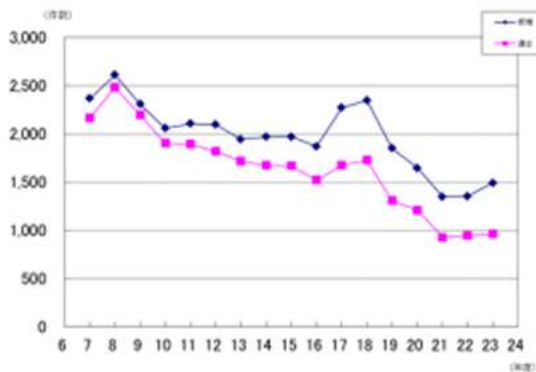
適合証の交付

条例第 11 条では、整備基準の遵守を求めているが、基準への適合件数は、減少してきている。届出数と適合数の差が広がれば、不適合が増えているということになる。2009 年、2010 年、2011 年は、届出が 1,500 件弱に対して、適合が 1,000 件弱になっている。近年は、適合率は落ち着いた状況である。

2012 年度の取り組み

今述べた現状に対して、2012 年度、いくつかの取り組みを行った。

整備計画の届出については、建築確認申請の窓口での啓発チラシを配布した。今、建築確認の 9 割以上が、民間確認検査機関に申請されている。建築基準法の関係規定ではないので、指導は求められないが、啓発に協力を求めている。



整備計画の遵守

条例第 18 条による適合証の交付件数は、任意請求であるが、2006 年までは、増加していたが、その後、下がっている。義務付けている届出とは違うが、啓発になっている。

特定施設を建築する場合は特定施設整備計画届出書の提出が必要です！

愛知県の「ひとにやさしい街づくりの推進に関する条例」(以下条例)では、特定施設を建築する際に、特定施設整備計画書の届出と整備基準の遵守が義務づけられています。

<p>特定施設とは？ 多数の者が利用する施設です。 例えば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院や診療所 ・老人ホームやデイサービス ・物産販売店 ・飲食店や喫茶店 ・美容室やクリーニング店 ・などサービス業を営む店舗 <small>(※併せて利用する場合は同様です。)</small> ・学校 ・大規模な共同住宅 ・大規模な工場や事務所 <p style="text-align: center;">特定施設は、整備計画届出書の提出が必要です</p>	<p>整備基準とは？ 不特定かつ多数の者が主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるよう整備する基準です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アプローチ 高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。 ●出入口 建物の主な出入口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようにしましょう。 <p style="text-align: center;">その他に様々な整備基準があります</p>
---	---

整備計画届出書の未届出及び整備基準が遵守されていない場合は、条例違反となります。

どうやって届けるの？
特定施設整備計画届出書は、工事着手の30日前までに、施設所在地の市町村の建築担当窓口へ提出してください。

Aにやさしい街づくりに関する問い合わせ先
愛知県建設部企画課施設づくり事業グループ
TEL 052-954-6590 FAX 052-961-6145
HP http://www.pref.aichi.go.jp/ikakoku/

※国土建業、建築法、関係法、一筆書、専任業者及び、事業所内の具体的な実施方法については、それぞれの関係先へお問い合わせください。

建築確認申請窓口での啓発チラシの配布

また、未届出事業者への督促ということで、事業者に対して、督促文書を郵送している。役所から、こうした文書が届くことはほとんどないので、送ると反響がある。問い合わせ電話もある。今年度の取り組みに繋げたい。

整備基準の遵守について、不適合の場合、代理者である設計者等宛てではなく、事業者へ直接文書で通知している。窓口で指導を行い、不適合内容の通知文書、それを、直接事業者へ、督促文書として送るのである。

適合証についても、届出の副本を返却する際に、啓発チラシを添えて渡して、適合証の交付請求を促している。

一方、適合証の交付件数は、319件で、9.3%減になっている。例年、建築物の竣工は2～3月がほかの月より多く、適合証交付件数も伸びを期待したが、伸びなかった。

人にやさしい街づくり推進委員会は、1996年に設置されていて、取組報告や施設見学、個別施策検討をしていて、2008年度まで開催していたが、2012年度に、4年振りに再開した。委員も一新して、取組報告や、取組方針を議題にした。2013年度も、2回の開催を予定していて、5月に1回目を開催する。

人にやさしい街づくり地域セミナーは、2012年度は、日本福祉大学平野教授講演とシンポジウムを春日井市で、車いす体験や高齢者疑似体験などを豊田市で、もう1か所は新城市で、開催した。2013年度は、知多、西三河地域で優先的に開催を予定している。

人にやさしい街づくり賞は、2011年度は、13件しか応募がなかった。2012年度は、募集方法を拡充して、その結果、30件の応募があった。5件を表彰して、3月1日に、表彰式とあわせて、シンポジウムを開催し、受賞者の発表やパネルトークのほか、めだかの学校受賞関連で磁気誘導ループの体験もあわせて行った。2013年度は、7月から9月に募集する予定。

出前講座は、子どもたちに理解してもらうことが重要だということで、小学校へ出かけている。2012年度は、安城市立志貴小学校で、車いす体験、豊川市立小坂井東小学校で、高齢者疑似体験をしている。講座の内容は、体験をし、意見発表とDVD鑑賞を行っている。2013年度も、小学校向けに募集している。また、今年からは県政お届け講座としても実施する予定である。

人にやさしい街づくりには 事業者の皆様のご協力が必要です!!

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(以下条例)では、特定施設を建築する際に、特定施設整備計画書の届出と整備基準の遵守が義務づけられています。また、事業者の責務についても条例で定めています。

人にやさしい街づくりとは?
高齢者、障害者等を営むすべての市民があらゆる施設を円滑に利用できるように整備することです。施設を整備基準に適合させることが人にやさしい街づくりの第一歩となります。

事業者の責務とは?
事業者は、高齢者、障害者等を営むすべての市民が円滑に利用できるようにするため、その施設に必要な整備をすることや、施設の円滑な利用のための情報等(ソフト)の提供に努めることが必要です。

特定施設とは?
多数の者が利用する施設です。

整備基準とは?
不特定かつ多数の者や主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるような整備する基準です。

- アプローチ
高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。
- 出入口
建物の主な出入口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようなようにしましょう。

その他に様々な整備基準があります

整備基準が遵守されていない場合は、条例違反となります。工事の実施にあたっては、改めて整備計画を検討し、人にやさしい街づくりの推進にご協力をお願いします。

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先
愛知県建設部住宅計画課街づくり事業グループ
TEL 052-954-6590 FAX 052-961-6145
HP <http://www.pref.aichi.go.jp/takukaku/>

※各公営住宅、管理棟、売地等、一宮市、春日井市及び豊田市内の義務的な施設等については、それぞれの条例に基づいてお問い合わせください。

事業者への啓発チラシの配布

結果として、2012年度は、整備計画の届出件数は、1,704件、前年度比17.2%増。整備基準適合件数は、1,119件、前年度比16.3%増。適合率は、0.9%増加。督促効果が出ている。

愛知県 県政お届け講座

<http://www.pref.aichi.jp/0000036522.html>

今後の取り組み

短期的に取り組んでいかなければならないことを、4つの柱に掲げている。1. 条例遵守義務の指導強化、2. より望ましい施設整備への誘導、3. 既存道路・公園における整備の促進、4. 情報提供・教育活動の充実、の4つ。

条例遵守義務の強化では、整備計画届出率の向上、適合率の向上、適合建築物の増加を進める。今すでに取り組んでいるので、引き続き進める。

より望ましい施設整備への誘導では、国の基準が変わっているため、基準を点検して改訂していく。意見聴取について、コーディネーターの登録制度を創設する。

既存道路・公園における整備の促進については、移動等円滑化基本構想の作成の促進や、バリアフリー化の整備状況の把握を進める。

情報提供・教育活動の充実では、事業者・専門家への啓発活動として、建築士向けに条例改正の講習会や、主に建築科の工業高校生向けの出前講座を進める。県民向けには、出前講座、地域セミナー、人にやさしい街づくり賞を引き続き進めるとともに、アドバイザー登録を進める。連続講座が2000年度で最後になっているので、以降、アドバイザーは増えていない。新たに登録する制度、講座の認定制度を考えている。

条例施行規則の改正

3月に、条例の施行規則を改正し、7月1日から施行する。

改正内容は、整備基準の追加および変更、様式の変更。ホームページに条例改正のチラシを公開し、改正についての詳しい内容を載せている。

講習会を開催することにしていて、改正内容だけでなく、条例・規則の全体の解説や、事例紹介もあわせてする。

条例の解説本も、改訂し、近々発刊予定である。



…ということで、お話は、一旦、終わり、質問へ。

■ 意見、質疑に答えて ■

●2012年度は、届出件数、適合件数が増えている。督促や指導の結果か？

(成和) 多くはないが、督促したことで、年度の前半で40件ほど、1年だと80件程度かと思う。

県から文書を貰うことはあまりないので、県から何が来たのかとビックリした、という人もいます。条例が分かっていない、届出が要ると分かっていない。説明すると、理解される。今からでも、出します、といわれる場合もある。ただ、工事が終わってしまっていると、事前の届出にはならない。中には、工事が終わってしまっているケースがある。

●事業者に対するPRのヒントは？

伝える伝え方、広報の仕方のヒントは？

(成和) 設計事務所や設計者の団体である建築士事務所協会や建築士会には、届出率が低い、適合率が低いという状況は知らせている。会員に届出をしてもらおうように、と伝えている。

講習会をすることで、届出にも繋がると思う。

●不適合の通知を、直接事業者へ通知することの反響は？

(成和) 昔だと、基準に適合しない、ダメなものはまったくダメということだったが、今は、ちょっとやれば、もうひと踏ん張りすれば適合するケースもある。トイレの手すりだけ付ければ適合する、ということもある。設計者は理解しているが、施主が理解していない、設計者はそういう施主を無視できない、ということもある。

コンビニエンスストアなど全国展開のチェーン店では、ダメなところは、ずう〜っとダメ。デザインや規格などが全国標準になっていて変えられない、と。

窓口で、業者に指導していきたい。

●かつて補助していた住宅リフォームは、どういうことをしていたか？

(成和) 段差解消や、手すりの設置の費用を補助していた。

●条例の制定当時と変わっている。動きに追随するのが難しい状況がある。

●条例適合証と、バリアフリー法の認定基準とでは、どちらが高い要求基準か？

(成和) バリアフリー法の認定基準の方が、高い基準になっている。

厳しい方に持っていこうとすれば、事業者に影響がある。

バリアフリー法の認定には、容積率、税金、建築確認の手数料のメリットがある。

一方、条例の方は、事業者に利益になるメリットは特に無い。基準の引き上げは、難しい。現状でも、バリアフリー法の2000㎡以上のものへの義務レベルよりは、条例の方が厳しくなっている。

今でも、適合率が低いので、基準の水準を挙げれば、適合率はさらに下がる。



●アドバイザーとコーディネーターは、どう違うか？

(成和) コーディネーターは、意見聴取・反映をするときに、事業者と当事者の間を取り持って、互いの意見を聴きながら、中立を保って、という役割になる。

アドバイザーは、今は、どちらかというところ、普及啓発を担ってもらっている。

やる役目は違う。

連続講座を開催していないので、アドバイザーは、増えない。今後、一定水準の講座をすれば、登録するという認定制度をつくっていく。要綱を定めて、水準以上の講座をすれば、登録していく。開催のための委託料は無いので、市町村がやるのか、NPOがやるのか、これから考える。

コーディネーターについては、どういう方が適切なのか、検討していく。建築士、講座を受講したアドバイザー、資格だけでいいのかということもある。意見聴取・反映のシミュレーション演習をやるなど、力のある方になって貰う。

アドバイザーも、コーディネーターも、制度要綱を検討していきたい。

●人にやさしい街づくりアドバイザーが認知されていない。バックアップしないと、活用されない。アドバイザーの活用を検討してほしい。

(成和) アドバイザーは、800人くらいいるが、一般的には活用されていない。

東三河では、それなりに動いている。

活用できるような体制、仕組みを検討していきたい。

●意見聴取・反映の対象は？

(成和) 条例の施行規則では、県の施設で、2000㎡を超えるもの。

年度の初めに、各部局、警察、教育委員会に通知して、設計・工事の調査をして、それ

に対して、意見聴取を行うように呼びかけている。

●2000㎡から、対象を広げることはしないのか？

(成和) 規則で、県の施設としていて、市町村までは難しい。

2012年度は、豊田警察署と第2青い鳥学園の施設で行った。コーディネーターはいなかったが、豊田警察署は、警察本部、警察署、設計事務所、そして、地元の区長、障害者団体に警察署から声掛けをして参加依頼し、意見聴取を行った。第2青い鳥学園では、県の公共建築課が、地元、設計事務所と行った。

いろんな意見が出る。出た意見を全部が全部取り入れるわけにはいかない。お金のこともあるので、持ち帰って検討することになる。

